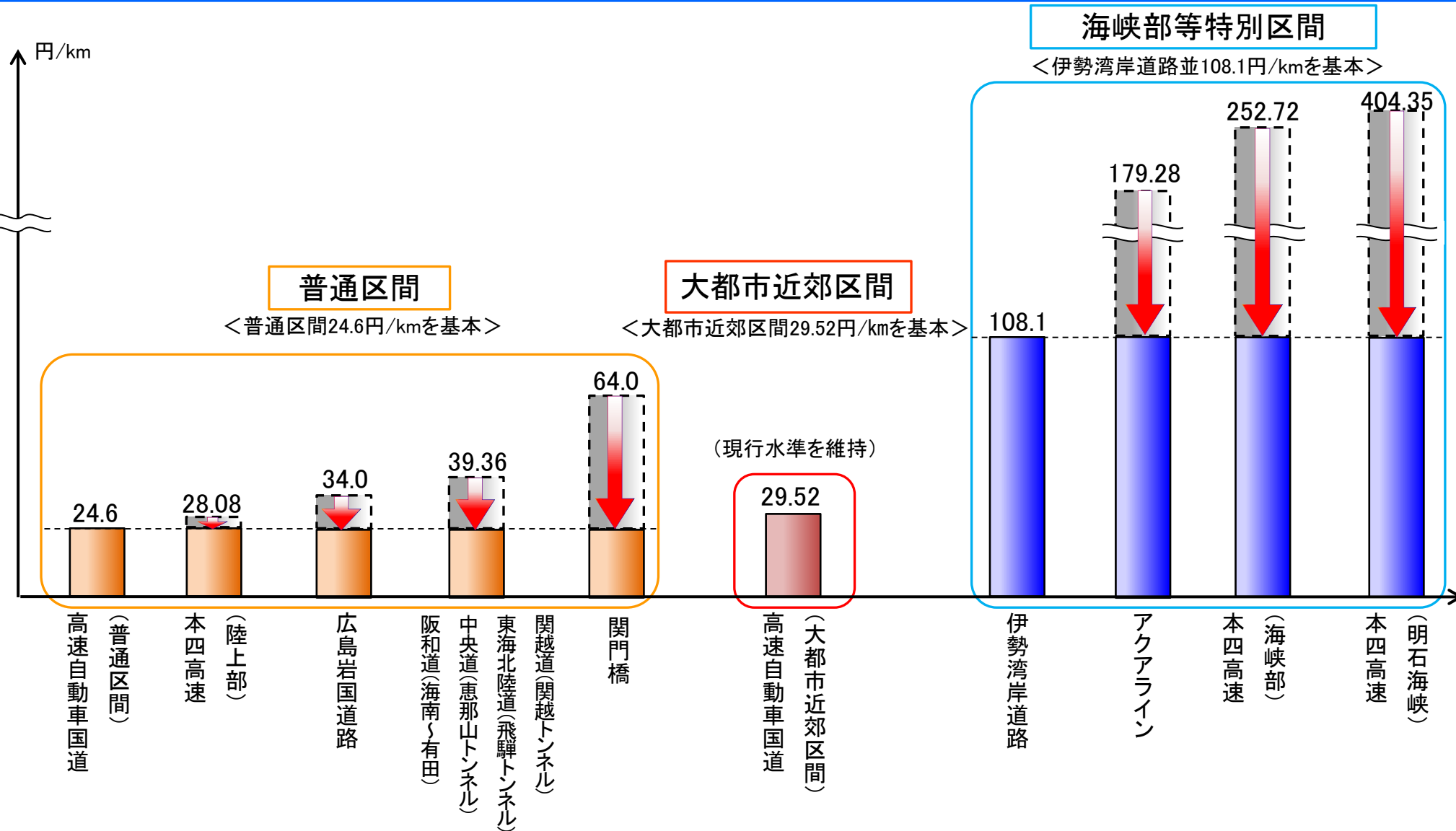


「新たな高速道路料金(案)」等について

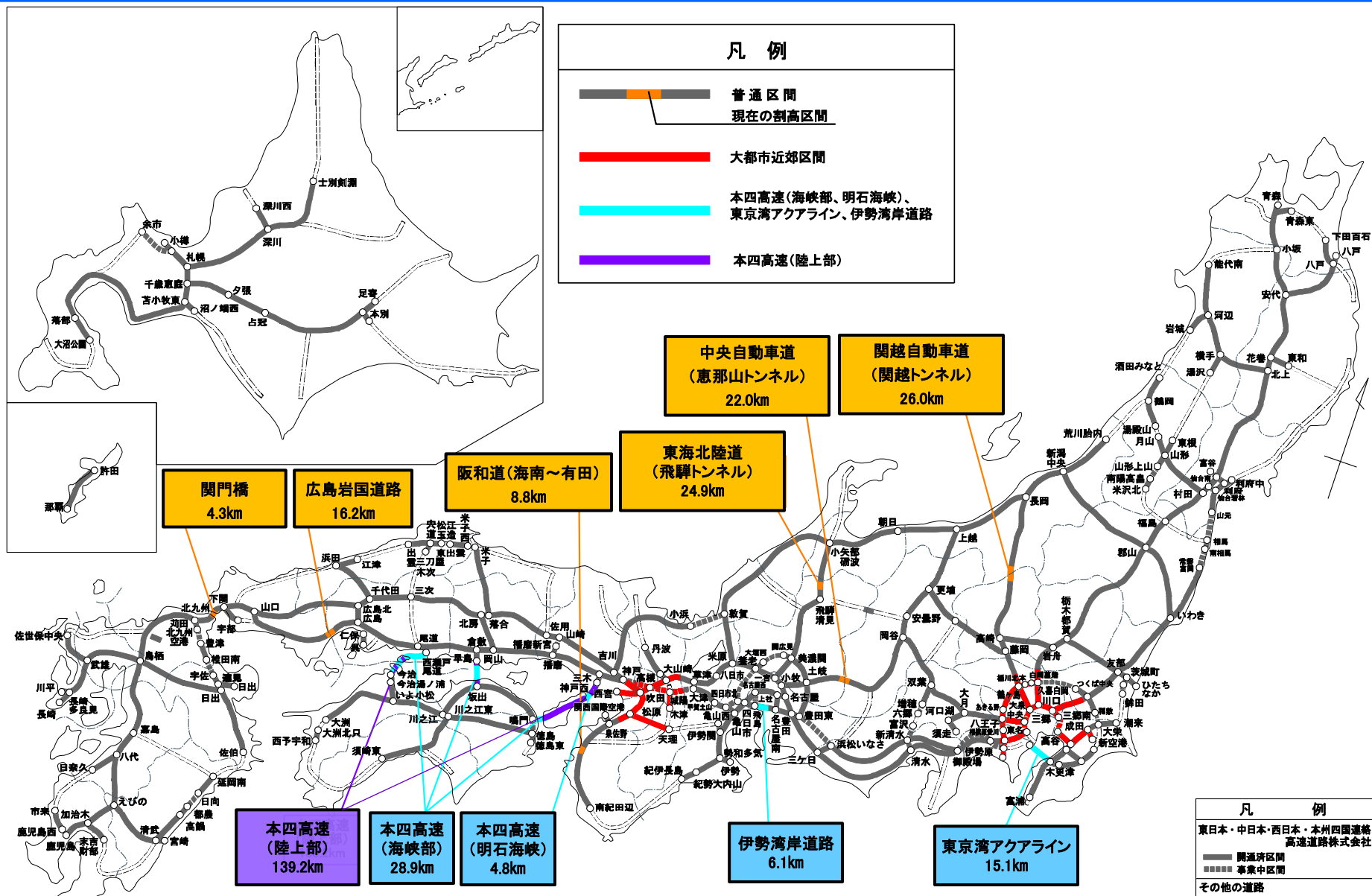
1. 料金水準について (NEXCO、本四高速)



※料金水準引き下げの対象はETC車に限定し、期間は当面10年間とする

注: 料金水準については、普通車の場合

【参考1】割高な料金水準となっている区間の位置図〔現況〕



※本四高速の料金については、P9～11、P18、P19参照

2. 料金割引について (1) NEXCO

<基本的考え方>

○国土交通省が発表した「新たな高速道路の料金に関する基本方針」を踏まえ

- ・実施目的を明確にした上で、効果が高く重複や無駄のない割引となるよう見直し
- ・生活対策、観光振興、物流対策などの観点を重視しつつ、高速道路の利用機会が多い車に配慮

<具体的な内容>

生活対策 ・並行する一般道路における通勤時間帯の混雑緩和のため、地方部の通勤割引を、通勤時間帯に多頻度利用する車を対象とする割引に見直し継続(平日朝夕割引)(P.4)

・高速道路を利用する機会が多い車の負担を軽減するため、マイレージ割引について、最大割引率を9.1%に見直し継続(P.5)

観光振興 ・観光需要を喚起し、地域活性化を図るため、地方部の休日割引について、割引率を3割として継続(P.6)

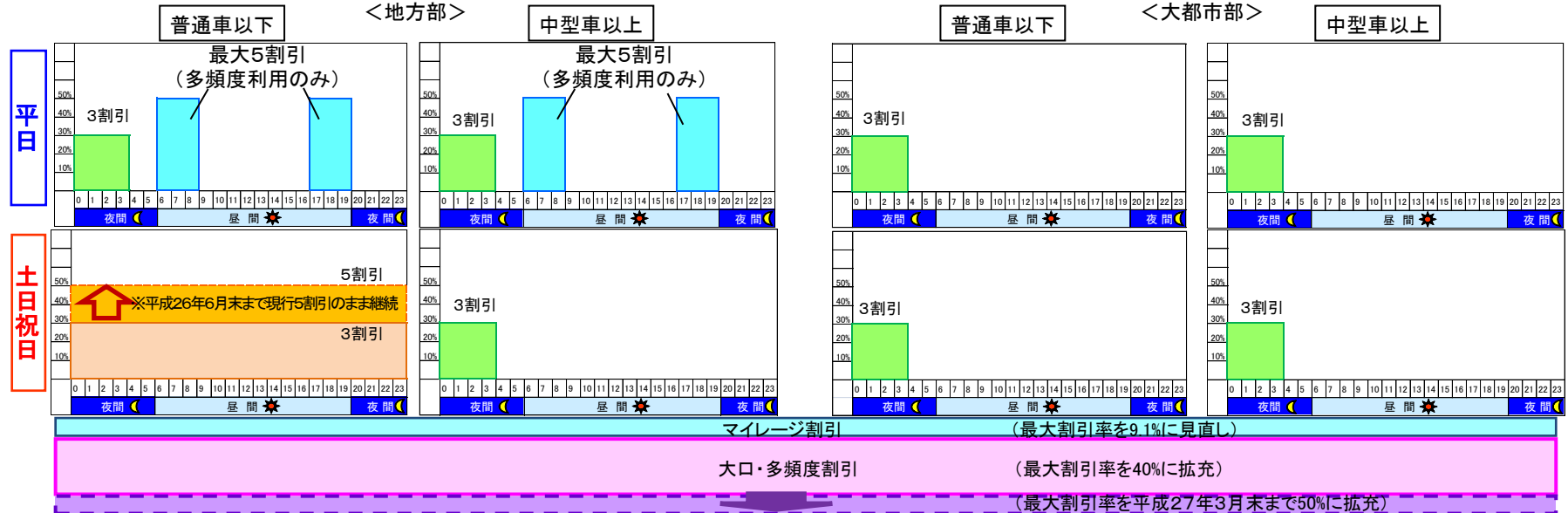
物流対策 ・主に業務目的で高速道路を利用する機会が多い車の負担を軽減するため、大口・多頻度割引について、最大割引率を40%として継続(P.7)

環境対策 ・一般道路の沿道環境を改善するため、深夜割引について割引率を3割として継続(P.8)

激変緩和※ ・地方部の休日割引の割引率を平成26年6月末まで現行5割引のまま継続

激変緩和※ ・大口・多頻度割引の最大割引率を平成27年3月末まで40%から50%に拡充

※「好循環実現のための経済対策」(平成25年12月5日閣議決定)に基づき、一定の期間、激変緩和措置



注1: 上記割引については、ETC車に限定
 注2: 休日割引・深夜割引が適用される走行は、平日朝夕割引の対象外
 注3: 時間帯割引(休日割引・深夜割引)の適用例は、P.6およびP.8を参照
 注4: 地方部・大都市部を跨ぐ走行は、地方部の走行のみに割引適用(平日朝夕割引・休日割引)

2. 料金割引について (1)NEXCO

1) 平日朝夕割引

■主な目的

高速道路と並行する一般道路における通勤時間帯の混雑緩和のため、通勤時間帯に多頻度利用する車を対象とし、交通容量に余裕のある高速道路の利用を促進

■新たな割引概要

①割引対象

ETCシステムにより、地方部の高速道路を通行し、平日の朝夕(6時～9時、17時～20時)の時間帯に、料金所を通過する全車種(最大100km走行分まで)

車両1台につき、朝、夕それぞれ最初の1回に限り適用

※ETCクレジットカード又はETCパーソナルカード利用者のうち、ETCマイレージサービスに事前登録した者に限る

②対象道路

NEXCO東日本、中日本、西日本が管理する地方部の高速国道及び一般有料道路(一部※を除く)

※京葉道路、第三京浜道路、横浜新道、横浜横須賀道路、首都圏中央連絡自動車道(茅ヶ崎ジャンクションから久喜白岡ジャンクションまでの区間)、新湘南バイパス、京滋バイパス、第二京阪道路、第二神明道路

③割引率

- ・月毎の割引対象となる利用回数に応じ、割引率を設定
- ・割引対象の利用額に割引率を乗じ、無料走行分として事後還元

月毎の利用回数	割引率(地方部)
5～9回	30%
10回以上	50%

2. 料金割引について (1)NEXCO

2) マイレージ割引

■ 主な目的

高速道路を利用する機会の多い車の負担を軽減するとともに、多頻度利用者の定着化を図り、経営の安定化を図る

■ 新たな割引概要

① 割引対象

ETCシステムにより高速道路を通行する全車種

※ETCクレジットカード又はETCパーソナルカード利用者のうち、ETCマイレージサービスに事前登録した者に限る

② 対象道路

NEXCO東日本、中日本、西日本が管理する高速国道及び一般有料道路

③ 割引率

利用額	ポイント交換単位	還元額(無料走行分)	割引率
1万円	1,000ポイント	500円分	4.8%
3万円	3,000ポイント	2,500円分	7.7%
5万円	5,000ポイント	5,000円分	9.1%

※通行料金10円=1ポイントで設定

※高速道路、一般有料道路共に同じ設定

※ポイントの有効期限(還元額に交換できる期間)は、ポイントが付いた年度(4月～翌年3月)の翌年度末まで

【参考】現行制度

利用額	ポイント交換単位	還元額(無料走行分)	割引率
5千円	100ポイント	200円分	3.8%
1万円	200ポイント	500円分	4.8%
3万円	600ポイント	2,500円分	7.7%
5万円	1,000ポイント	8,000円分	13.8%

※通行料金50円=1ポイントで計算(高速国道)

※一般有料道路は100円=1ポイント

2. 料金割引について (1)NEXCO

3) 休日割引

■ 主な目的

観光需要を喚起し、地域活性化を図るため、高速道路の有効活用を促進

■ 新たな割引概要

① 割引対象

ETCシステムにより、土日祝日に地方部の高速道路を通行する軽自動車等及び普通車

② 対象道路

NEXCO東日本、中日本、西日本が管理する地方部の高速国道及び一般有料道路(一部※を除く)

※京葉道路、第三京浜道路、横浜新道、首都圏中央連絡自動車道(茅ヶ崎ジャンクションから久喜白岡ジャンクションまでの区間)、京滋バイパス、第二京阪道路、第二神明道路、沖縄自動車道

③ 割引率

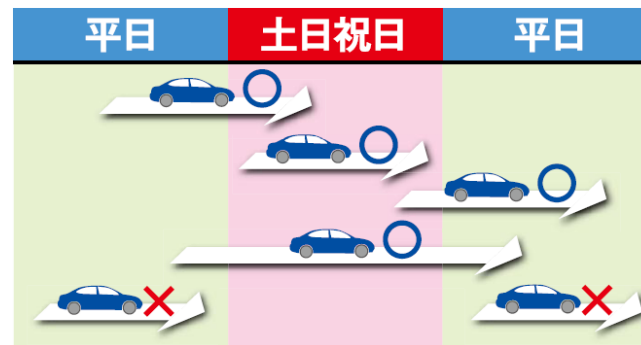
3割引(地方部)

ただし、平成26年6月末までの間は、

5割引(地方部)

(経済対策による激変緩和措置)

<適用例>



2. 料金割引について (1)NEXCO

4) 大口・多頻度割引

■ 主な目的

主に業務目的で高速道路を利用する機会が多い車の負担を軽減するとともに、多頻度利用者の定着化を図り、経営の安定化を図る

■ 新たな割引概要

① 割引対象

ETCシステムにより高速道路を通行する全車種 ※ETCコーポレートカード利用者に限る

② 対象道路

NEXCO東日本、中日本、西日本が管理する高速国道

③ 割引率

1. 車両単位割引の割引率	
自動車1台ごとの1カ月の高速道路のご利用額	割引率※
5千円を超え、1万円までの部分	10% (20%)
1万円を超え、3万円までの部分	20% (30%)
3万円を超える部分	30% (40%)

+

2. 契約単位割引	
契約者の1カ月の高速道路の利用額合計が500万円を超え、かつ、契約者の自動車1台あたりの1カ月平均の利用額が3万円を超える場合	10%

※(): 激変緩和措置の割引率 (措置期間は、平成27年3月末までの間)

2. 料金割引について (1)NEXCO

5) 深夜割引

■ 主な目的

一般道路の沿道環境を改善するため、交通容量に余裕のある高速道路の夜間利用を促進

■ 新たな割引概要

① 割引対象

ETCシステムにより、深夜(0時～4時)に、高速道路を通行する全車種

② 対象道路

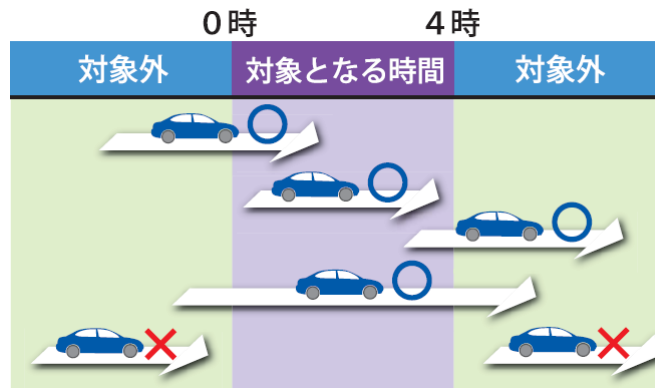
NEXCO東日本、中日本、西日本が管理する高速国道及び一般有料道路(一部を除く※)

※京葉道路、第三京浜道路、横浜新道、第二神明道路

③ 割引率

3割引

<適用例>



2. 料金割引について (2) 本四高速

<基本的考え方>

- 国土交通省が発表した「新たな高速道路料金に関する基本方針」を踏まえ
 - ・現在の割引後料金や他の交通機関への影響を考慮
 - ・生活対策、観光振興などの観点を重視

<具体的な内容>

生活対策

- ・平日の通勤時間帯に多頻度利用する普通車以下の車両を対象とし、現在の通勤割引後料金を上回る区間については、現在の割引後料金を維持
- ・本四高速を利用する機会が多い車両の負担を軽減するため、マイレージ割引について、最大割引率を9.1%に見直して継続

観光振興

- ・観光需要を喚起し、地域活性化を図るため、休日割引について、現在の休日終日割引後料金を上回る区間については、現在の割引後料金を維持

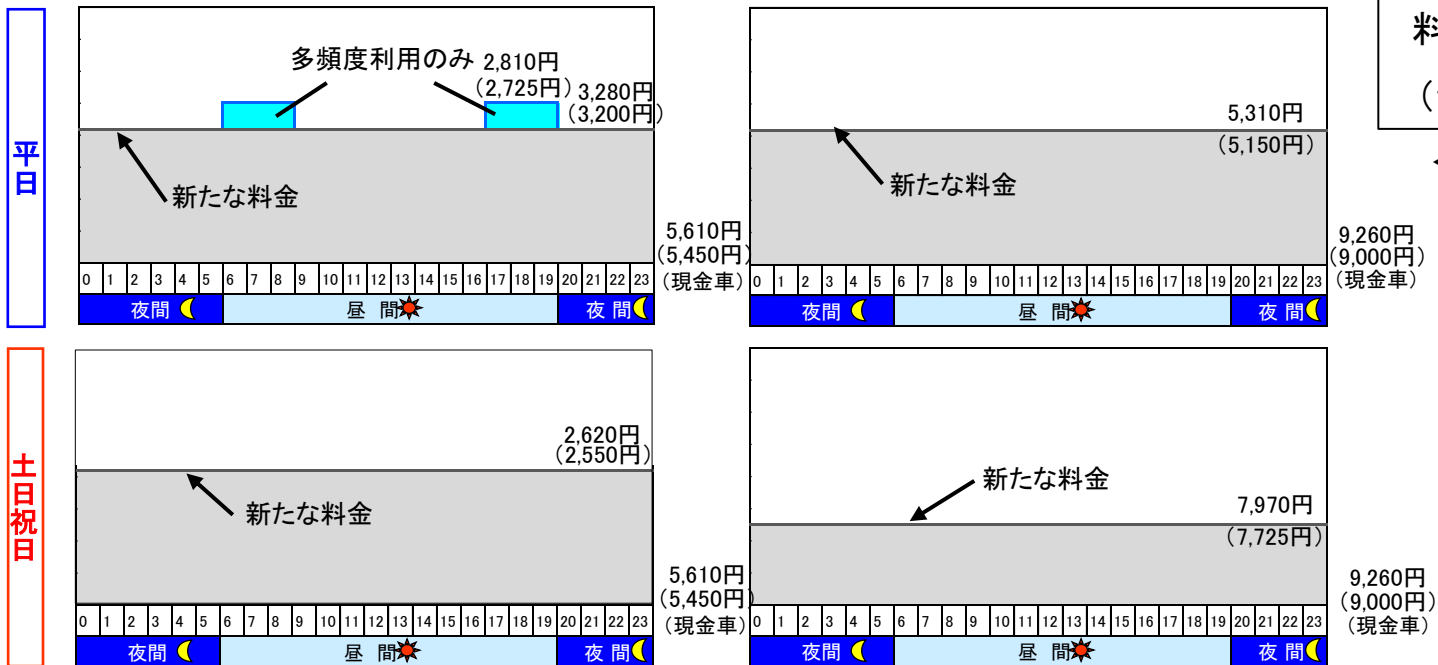
物流対策

- ・主に業務目的で本四高速を利用する機会が多い車の負担を軽減するため、大口・多頻度割引(車両単位の割引のみ)について、現行の最大割引率13.8%を継続

<新たな料金の例>

普通車の例

大型車の例



料金は神戸淡路鳴門自動車道 (全線通行、ETC利用)の場合

<()内:消費税5%の場合>
(注)3路線の料金例はP18、P19に記載

マイレージ割引 (最大割引率を9.1%に見直し)

大口・多頻度割引(車両単位の割引のみ)(現行継続:最大割引率13.8%)

2. 料金割引について (2) 本四高速

1) 平日朝夕割引

生活対策

■ 新たな割引概要

① 割引対象

ETCシステムにより、平日の朝夕(6時～9時、17時～20時)の時間帯に本四高速の料金所を通過する軽自動車等及び普通車

※ETCクレジットカード又はETCパーソナルカード利用者のうち、ETCマイレージサービスに事前登録した者に限る

② 割引適用後の料金

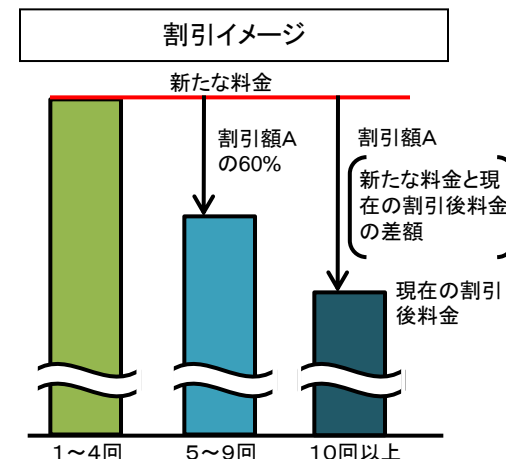
(※)

- ・月毎の割引対象となる利用回数に応じ、割引適用後の料金を設定
- ・割引対象の割引適用後の料金との差額を無料走行分として事後還元

月毎の利用回数	割引適用後の料金
5～9回	新たな料金が、現在の通勤割引後料金を上回る区間においては、その差額の60%を新たな料金から差し引いた額
10回以上	新たな料金が、現在の通勤割引後料金を上回る区間においては、現在の通勤割引後料金と同額

(※)対象となる時間帯に通行した、現在の通勤割引後料金を超えない区間の走行も利用回数に含む。
なお、1つの時間帯(3時間)に複数回走行した場合も割引の対象とするが、回数カウントは1回とする。

注) 新たな料金と比較する現在の通勤割引後料金は消費税8%に換算したもの



2) 休日割引

観光振興

■ 新たな割引概要

① 割引対象

ETCシステムにより、土日祝日に本四高速の料金所を通過する軽自動車等及び普通車

② 割引適用後の料金

現在の休日終日割引後料金を上回る区間について、現在の休日終日割引後料金と同額

注) 消費税8%の場合の料金

2. 料金割引について (2) 本四高速

3) マイレージ割引

生活対策

■ 新たな割引概要

① 割引対象

ETCシステムにより本四高速を通行する全車種

※ETCクレジットカード又はETCパーソナルカード利用者のうち、ETCマイレージサービスに事前登録した者に限る

② 割引率

利用額	ポイント交換単位	還元額(無料走行分)	割引率
1万円	1,000ポイント	500円分	4.8%
3万円	3,000ポイント	2,500円分	7.7%
5万円	5,000ポイント	5,000円分	9.1%

※通行料金10円=1ポイントで設定

※ポイントの有効期限(還元額に交換できる期間)は、

ポイントが付いた年度(4月~翌年3月)の翌年度末まで (なお、他社のポイントとの合算はできない)

【参考】現行制度

利用額	ポイント交換単位	還元額(無料走行分)	割引率
5千円	100ポイント	200円分	3.8%
1万円	200ポイント	500円分	4.8%
3万円	600ポイント	2,500円分	7.7%
5万円	1,000ポイント	8,000円分	13.8%

※通行料金50円=1ポイントで計算

4) 大口・多頻度割引

物流対策

■ 割引概要(現行から変更なし)

① 割引対象

ETCシステムにより本四高速を通行する全車種

※ETCコーポレートカード利用者に限る

② 割引率

本四高速のご利用額に応じて、
右記割引率を適用

車両単位割引の割引率	
自動車1台ごとの1カ月の本四高速のご利用額	割引率
1万円を超え、5万円までの部分	6.9%
5万円を超える部分	13.8%

今後の手続きの流れについて

